

公害発生 の未然防止に向けて

早来工営株式会社と協定書に調印

町内で産業廃棄物処理業を営む早来工営株式会社が第6期管理型処分場の設置計画に伴い、これまでの公害防止協定の内容を全面的に見直し、6月11日に町と同社との間で新たに公害防止協定を結びました。今月号は産業廃棄物に関する内容と早来工営株式会社との公害防止協定についてお知らせします。

産廃処理業者として

昭和50年に創立し、昭和60年に北海道知事から産業廃棄物の埋め立て処理業などの許可を受けた早来工営株式会社は最終処分場を計画的に設置し現在第5期処分場で操業を行っています。

経済活動の過程で出る廃棄物の量は毎年増加。厳しい国の基準に対処できる企業として同社は注目されています。

現在計画中の第6期の処分場建設を機に、町と結んでいた公害防止協定を見直し、地域住民の方が健康で安心して生活できるような内容に改定しました。

国を超える厳しい基準

新しい協定書では、処分場の維持管理が適正かどうか確認のため、地下水や放流水などの水質検査について有害物



環対協との調印式(5月25日)

質の検査項目や回数などを見直し、国が示す基準より厳しい内容で同社と合意。町との協定書の調印前に、処分場周辺に住む人などで組織する安平町南部地区環境問題対策協議会(環対協)と同社との間でも、これまでの内容を細部まで厳しく見直した新たな協定を結んでいます。

町は何か問題が生じた場合、環対協と協議し、その解決に当たるとする覚書を5月25日に環対協と交わしました。安平町との公害防止協定書

の調印を終え、早来工営株式会社の中山慎介専務取締役は「周辺住民や町の合意を得ることができて感謝しています。国の基準を上回る内容ですが、地域住民の声を謙虚に受け止めていきたいと考えています」とコメント。

環対協の佐々木俊男会長は

「地元に住む人が健康で安心して暮らせるように万全の対策をお願いしたい」と語っていました。

なお、早来工営株式会社との公害防止協定書と環対協との覚書については町のホームページで見ることができます。



沿社 道234号 立会 内に 案内板

次に産業廃棄物の処分場がどのようなものか、主なものをQ&Aでお知らせします。

Q 建設が計画されている処分場は管理型処分場ということですが、どのような施設なのですか。

A 廃棄物の埋立て処分場には、安定型、管理型、遮断型の3種類。早来工営株式会社が設置しているのは安定型と管理型です。

安定型処分場

産業廃棄物のうち、廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラス・陶磁器くず、がれき

類の5品目を埋め立てる場合、性状が安定し腐敗しないため遮水機能や水を処理する設備を必要としない処分場です。

管理型処分場

有害物質が溶け地下水の汚染を防ぐため、そこにシートを張るなど遮水を行い、雨水などが浸み出た水を集め、その水を浄化して放流する施設を備え、周辺の河川や地下水に影響を与えないようになっています。また、雨水等の洗い出し効果により、埋め立てた廃棄物が時間の経過とともに、無害化、安定化する仕組みになっています。

町の公害防止協定書
に押印(6月11日)

